

**諮問第157号の答申**  
**学校保健統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第157号による学校保健統計調査の変更（令和4年度以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

**1 本調査計画の変更**

**（1）承認の適否**

令和3年11月9日付け3文科教第792号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「学校保健統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

**（2）理由等**

**ア 調査票の提出期限の変更**

本申請では、①報告者である学校が、都道府県に対して調査票を提出する期限（現行は毎年6月30日）及び②都道府県が、学校から提出された調査票を審査した後に文部科学省に提出する期限（現行は毎年8月10日）を、表1のとおり、それぞれ繰り下げる計画である。

表 1

現 行	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校（報告者）</div> <span style="font-size: 2em;">→</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県</div> 毎年 6 月 30 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県</div> <span style="font-size: 2em;">→</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文部科学省</div> 毎年 8 月 10 日
変更案	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校（報告者）</div> <span style="font-size: 2em;">→</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県</div> 毎年 8 月 31 日 <small>（注）</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県</div> <span style="font-size: 2em;">→</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文部科学省</div> 毎年 9 月 30 日

（注）8月31日を最終的な提出期限としつつ、都道府県ごとの具体的な期限については、各都道府県が現地の状況を勘案して設定

これについては、次の①及び②に掲げる理由から、適当である。

- ① 学校事務の負担軽減が社会的な課題であり、文部科学省において、学校における働き方改革の検討が進む中、本調査の実施に当たり、学校が、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断の実施を受けて調査票を作成し、都道府県に報告するまでの猶予期間が短いことを踏まえ、調査票の提出期限を約2か月延長し、学校の負担軽減を図ろうとするものであること。
- ② 学校から調査票の提出を受けて審査を行う都道府県において、従前は、学校担当者が不在となりがちな夏休み期間中を中心に照会業務等を行わざるを得なかったところ、今回の変更により、学校担当者の在席率の高い9月に、効率的に照会業務等を行うことが

できるようになること。

## イ 調査結果の公表時期の変更

本申請では、表2のとおり、これまで速報と確報により二段階で行っていた公表を統合した上で、確報の公表について、従前よりも1か月程度早期化することを計画している。

表2

現 行	変更後
速報：調査実施年の <u>12月</u>	確報：調査実施年の翌年 <u>2月</u>
確報：調査実施年の翌年 <u>3月</u>	

これについては、前記アの変更に伴い、集計・公表に関するスケジュールを再検討した結果であり、次の①から③までに掲げる理由から、適当である。

- ① 確報値の公表早期化は、調査結果の利用者における利便性の向上に資するものであること。
- ② これまで速報と確報の間隔が3か月という短期間に二度行われてきた集計・公表に係る事務を一度に集約できることから、文部科学省における事務負担の軽減に資するとともに、同省における集計の過程で二次的に発生する疑義照会に対応する都道府県及び学校の負担軽減にも資するものであること。
- ③ 一方、今回の変更により、速報の公表が取りやめとなるが、速報は、子供の健康等に関する重要なデータをできる限り早期に公表するという一般的な観点から、集計事項のうち、調査実施年の12月時点で取りまとめを完了した情報について、いわば暫定値として公表していたものであり、個別具体的な政策上のニーズによるものではないこと。また、今回の申請に当たり、関係機関に対して、速報の利活用に関する照会及び意見聴取を行い、速報を取りやめた場合に特段の支障が生じないことを確認していること。

## 2 今後の課題

本調査は、学校で行われた健康診断の情報（以下「健康診断情報」という。）を用いて調査票を作成する調査であるが、健康診断情報については、①紙で記録・保存する学校が存在するほか、②電子情報で管理していても、調査票を作成する際には健康診断情報を転記するなど、データを連携して入力できるようにはなっていない。

文部科学省においては、学校における働き方改革に資する負担軽減の取組の一環として、統合型校務支援システム<sup>(注)</sup>の導入を始めとした校務の情報化の推進に努めているところである。

本調査についても、①学校における健康診断情報の電子化、②統合型校務支援システムの導入状況を踏まえつつ、③同システムと政府統計共同利用システムとの連携による学校担当者による回答入力作業の省略化等について検討するなど、今後も引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する必要がある。

(注) 教務系（成績処理、出欠管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など学校で取り扱う各種情報を統合した機能を有するシステムで、学校ごとに導入・整備するシステム